

## 議案第26号

### 和解案の受諾について

徳島地方裁判所平成30年（ワ）第419号保証債務履行請求事件につき、別紙和解案を受諾することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

1 事件名 徳島地方裁判所平成30年(ワ)第419号保証債務履行請求事件

2 当事者 原告 小松島市

被告 A

### 3 和解案

- (1) 被告は、原告に対し、原告と訴外B（以下「主債務者」という。）との昭和52年3月15日付け住宅新築資金等貸借契約（以下「本件第1契約」という。）及び同年6月30日付け住宅新築資金等貸借契約（以下「本件第2契約」という。）に基づく主債務者の各貸金返還債務、利息債務及び損害賠償（違約金）債務について、原告との間で、それぞれ、主債務者と連帯して債務を負担するとの合意（以下「本件各連帯保証契約」という。）をしたことを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、本件各連帯保証契約に基づく保証債務の履行として、本件第1契約の昭和60年5月31日返還期限分から昭和62年6月30日返還期限分のうち、元金33万6824円、本件第2契約の昭和61年3月31日返還期限分から昭和62年5月31日返還期限分のうち、元金31万3176円の合計65万円の支払義務があることを認め、同金員を令和2年4月30日限り、「小松島市会計管理者」名義の阿波銀行小松島支店の普通預金口座（口座番号0950415）に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 被告は、前項の弁済による代位により、原告が別紙物件目録記載の各不動産に対して有する本件第1契約及び本件第2契約に基づく各債権を被担保債権とする抵当権の実行をする場合には、事前に原告の書面による同意を得るものとする。
- (4) 原告と被告は、本件第2契約に基づく貸金返還債務のうち、昭和57年7月

31日返還期限分のうち1万3425円及び同年8月31日返還期限分から昭和61年2月28日返還期限分までがいずれも時効により消滅したことを確認する。

(5) 原告は、その余の請求を放棄する。

(6) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

別紙

物件目録

1		
所 在	小松島市	
地 番	番	
地 目	雑種地	
地 積	149平方メートル	
2		
所 在	小松島市	
家屋番号	番	
種 類	居宅	
構 造	木造スレート葺2階建	
床 面 積	1階 45.09平方メートル	
	2階 25.67平方メートル	